

商店街 補助事業案内

＊ ＊ 令和7年度版 ＊ ＊

令和7年2月

足立区産業経済部 産業振興課 商業振興係 南館4階

電 話 03-3880-5865（直通）

FAX 03-3880-5605

※本事業は、補助内容が変更になる場合があります。

※本事業は、令和7年度予算が区議会で可決された場合において実施いたします。

目次

事業を行うにあたっての注意事項.....	1
法令違反となりやすい例について.....	2
商店街のイベント事業等における景品表示法の適用について.....	3
1 令和7（2025）年度補助事業	5
（1） 商店街装飾街路灯等の電気料金に対する補助金	5
（2） 商店街装飾灯等維持補修事業補助金	5
（3） 政策課題対応型商店街事業（東京都事業）	6
（4） 商店街 LED 街路灯ランプ交換事業補助金	7
（5） 商店街 A E D 設置事業補助金	7
（6） 新・元気を出せ商店街イベント事業補助金	8
（7） 商店街連携イベント事業補助金	10
（8） 商店街イメージアップ事業補助金	10
（9） 商店街環境整備事業補助金	11
（10） 商店街 U 5 0（アンダーフィフティー）事業補助金	12
（11） 商店街にぎわい創出事業補助金	13
（12） 商店街フリースペース活用事業補助金	13
2 商店街チャレンジ戦略支援事業補助金を活用する事業の注意点.....	16
（1） ポイント＜重要＞	16
（2） 任意商店街が新たに振興組合化する場合の措置について	16
（3） 補助金申請の流れ	17
（4） 申請時の提出書類	17
（5） 申請書等提出先	18

事業を行うにあたっての注意事項

- 事業の実施にあたっては、関係法令を遵守してください。補助金の申請をしない場合であっても、違法な事業実施はできません。
⇒ 2 ページ参照
- 補助金は、商店街が事業者等に費用を全額支払い、商店街が提出した実績報告書類を区及び都の基準に基づき区が審査し、交付額を確定した後に振り込まれます。
- 提出書類に不備があると、補助金の入金が遅れたり、入金ができないことがあります。特に補助金の支出根拠となる関係書類は、厳しく審査をさせていただきます。結果として、補助対象外経費となることがあります。
- クレジットカードでの支払いは補助対象外です。毎年、景品等を個人のクレジットカードで支払い、補助対象外になる商店街が複数あります。クレジットカードは使用しないでください。
- 事前周知や写真がないことで、補助対象外経費となることがあります。特に、景品の写真を撮り忘れて補助対象外となるケースが毎年発生します。商品がわかる写真を撮ってください。
- 事業の名称・期間・内容等の変更は事前にご連絡ください。また、実績報告書は事業実施の翌月末までに提出願います。
- 事業が全部中止となった場合は、原則、準備費用を含め、すべて補助対象外となります。一部中止の場合は、実施した部分の経費のみ対象となります（天災地変（台風等）の場合は、都の判断による）。

「領収書偽造で補助金」

杉並の商店街 都、区に2,400万円返還請求へ（2019.7.10 報道）

白紙領収書に実際かかった経費より多い金額を記載するなど、偽造による経費の水増しをしたほか、協賛金収入を計上せずに報告するなどして、不正に補助金を受け取ったとし、過去5年間に支払った1,900万円及び違約金500万円を加算した2,400万円の返還が求められた。

法令違反となりやすい例について

【労働基準法違反】

- イベントの手伝いを頼んだ場合、定められた休憩時間を付与しないことは違反です。
仕事で拘束する時間によっては、休憩時間を含めて依頼する必要があります。

6 時 間 以 内 の 労 働：休憩時間を付与する義務なし 6 時間を超え 8 時間以内の労働：少なくとも 45 分の休憩を付与する。 8 時 間 を 超 え る 労 働：少なくとも 1 時間を超える休憩を付与する。
--

【最低賃金法違反】

- 東京都で定められている最低賃金（時給 1,163円）を払っていないことは違反です。
知り合いのお手伝いであっても、労働した対価を支払う場合は、適用されます。
最低賃金額は毎年 10 月に改定されますので東京労働局、または労働基準監督署へ確認願います。
補助対象となるのは、時給の最低賃金（100円未満の端数は切捨て）までです。最低賃金（時給 1,163円）とした場合、1,100円まで補助対象となります。（令和6年10月現在）

【不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）違反】

- イベントで配布する景品や記念品には、最高額が定められています。詳しくは→3 ページから

【警備業法違反】

- イベント会場で警備や交通誘導を依頼する場合は、支払いを受ける者が警備業法に定められた者や交通誘導員の資格をもった者でなくてはなりません。

イベント会場内の警備	→	警備業法の許可を持った事業者
駐車場内の自動車誘導員	→	交通誘導員（交通誘導警備業務検定合格者）
◎ <u>会場内の人員整理、駐輪場の自転車整理業務であれば、資格は必要ありません。</u>		

【道路占用許可及び道路使用許可の未申請】

- 道路を使用してイベントや売り出しを行う際には、警察（道路交通管理者）の道路使用許可が必要です。また、道路管理者の占用申請が必要になるものがあります。

【著作権法違反】

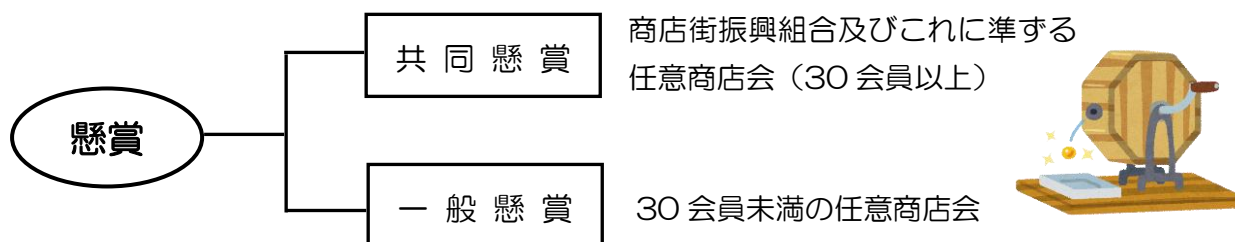
- 許可なくアニメのキャラクターやインターネット上の画像や映像などを使用して、ポスターなどを作成することは著作権法違反となります。

商店街のイベント事業等における景品表示法の適用について

- 商店街（会）が行う中元・歳末セール等のイベントで配布する景品や記念品については、「**景品表示法**」の適用を受けます。
- 「景品表示法」は、**景品や記念品の「総額」や単価の「最高額」**を制限しています。
- 「景品表示法」に照らして、明らかに違反していると判断されるような場合には、当該経費のみならず、事業費全体が補助の対象外となる可能性があります。

景品（懸賞）の制限

商店街（会）イベントにおいて、抽選会やスタンプラリー等で景品を配布する場合、景品表示法の「**懸賞**」に該当します。懸賞はイベントを共同する会員数等によって「**一般懸賞**」と「**共同懸賞**」に分かれます。



（参照）公正取引委員会告示「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」抜粋
 懸賞により景品類を提供するときは、景品類の最高額は三十万円を超えない額、景品類の総額は懸賞に係る取引の予定総額の百分の三を超えない額とすることができる。
 ⇒一の商店街に属する小売業者又はサービス業者の相当多数が共同して行う場合。

（参照）消費者庁Q&A

「相当多数」とは、原則として、小売業者又はサービス業者が 30 店以上であり、かつ、それが通常共同懸賞に参加する者の大部分である場合ということになります。
 なお、例えば、地域によっては、商店街の店舗数が 30 未満の場合もあるかと思いますが、その場合、一律に共同懸賞として実施できないものではなく、地域の実情などを勘案して判断されることになります。

【◆景品表示法の「共同懸賞」の規制】

景品類限度額	
最高額	総額
取引価額に関わらず 30 万円	懸賞に係る売上予定総額の 3%

【◆景品表示法の「一般懸賞」の規制】

懸賞に係る取引価額	景品類限度額	
	最高額	総額
5,000 円未満	取引価額の 20 倍	懸賞に係る売上予定総額の 2%
5,000 円以上	10 万円	

※「売上予定総額」の算出方法

懸賞期間中の売上予定総額は合理的な説明ができるものであることが必要となります

例①

A 商店街は

500 円の買い物につき、1 枚の抽選補助券を配布することとし
 抽選補助券を 10,000 枚用意して、すべて配布する予定です。
 抽選補助券 1 枚あたり 800 円の買い物がされると見込んでいます。

■売上予定総額

800 円×10,000 枚=8,000,000 円

■景品類限度額

(1) A 商店街が振興組合または 30 会員以上の任意商店街の場合
 8,000,000 円(売上予定総額)×0.03=240,000 円
 ⇒ 景品は総額 24 万円まで

(2) A 商店街が 30 会員未満の任意商店街の場合
 8,000,000 円(売上予定総額)×0.02=160,000 円
 ⇒ 景品は総額 16 万円まで

例②

B 商店街は

イベント実施期間中の一人当たりの平均買い物額を 3,000 円と見込んでいて
 期間中の来街者数を 5,000 人と予想しています。

■売上予定総額

3,000 円×5,000 人=15,000,000 円

■景品類限度額

(1) B 商店街が振興組合または 30 会員以上の任意商店街の場合
 15,000,000 円(売上予定総額)×0.03=450,000 円
 ⇒ 景品は総額 45 万円まで

(2) B 商店街が 30 会員未満の任意商店街の場合
 15,000,000 円(売上予定総額)×0.02=300,000 円
 ⇒ 景品は総額 30 万円まで

記念品（総付景品）の制限

商店街のイベント等において、来街者に対し先着〇〇名にプレゼントを配布する場合、景品表示
 法上の「総付景品」に該当します。

【◆景品表示法の規制】

取引価格	景品類の最高額
1,000 円未満	200 円
1,000 円以上	取引価額の 2/10

例① 来街者先着 100 名にボールペンをプレゼント

⇒ ボールペンは 200 円までのもの

例② 3,000 円以上買い物した方先着 100 名に、ジュースをプレゼント

⇒ 3,000 円×2/10=600 円(最高額)

例③ 500 円の買い物につき引き換え券が 1 枚もらえ、引き換え券 4 枚で焼きそばをプレゼント

⇒ 500 円×4×2/10=400 円(最高額)

1 令和7（2025）年度補助事業

（1） 商店街装飾街路灯等の電気料金に対する補助金

商店街（任意団体を含む）が維持管理する装飾灯等（装飾街路灯、アーチ、アーケード）の電気料金を補助します。（適切に管理している商店街に限ります。）

補助対象	商店街が支払った令和7（2025）年1月から12月分までの商店街装飾灯等電気料金	
補助率	LED街路灯又はLED照明の場合	補助対象経費の9/10以内 （ただし、LED交換し、その料金が適用された月から対象）
	上記以外の装飾灯等の場合	補助対象経費の3/4以内



①会則 ②役員名簿 ③過去24箇月分の決算書類が必要です。

（2） 商店街装飾灯等維持補修事業補助金

商店街等が保有している街路灯、アーケード等について、腐食や老朽による事故を未然に防ぐメンテナンスに要する経費を補助します。

《要件》

構造又は用途（細目）	補修対象
アーケード又は日よけ設備	15年以上経過
街 路 灯	10年以上経過



- ・法定耐用年数経過後に改修を行い、同一箇所を再度改修する場合は、前回改修時より5年以上経過したものが対象となります。
- ・塗替えは設置から10年以上経過したものが対象となります。

補助対象		施設工事費（アーケード、アーチ型装飾灯、街路灯） に要する補修経費のうち、必要かつ適当と認められた もの	
補助事業		補助率及び限度額	
アーケード	改修（メンテナ ンス以外）	2,000万円	補助対象経費の 2／3 以内

(3) 政策課題対応型商店街事業（東京都事業）

環境負荷の軽減、防災・防犯、福祉、国際化への対応など、東京都が直面する行政課題の解決につながる商店街等の取り組みを集中的に補助します。

補 助 率	補助対象経費の4／5以内または9／10以内	
補 助 対 象	対象事業に関連する経費を限定列挙	
対 象 事 業	◇環境	(1) LED街路灯の設置 (2) ソーラー・ハイブリッド型街路灯の設置 (3) 街路灯、アーケード及びアーチへのソーラーパネル等の設置 (4) 街路灯ランプのLEDへの交換 (5) アーケード照明のLEDへの交換 (6) 微細ミストの導入 (7) 暑さ対策のスペース・設備の設置
	◇防災・防犯	(1) 街路灯の点検・撤去 (2) アーケード、アーチの点検・撤去 (3) アーケード、アーチの耐震補強（昭和56年以前に設置） (4) アーケード、アーチの耐震調査（昭和56年以前に設置） (5) 民間交番の設置
	◇福祉	(1) バリアフリートイレの設置 (2) 障がい者・高齢者用のサイン表示、案内設備の設置・改修 (3) 授乳およびオムツ替え等のスペース・設備の設置
	◇物流	共同荷さばきスペース・付帯施設の設置
	◇国際化対応	外国人観光客受け入れのための施設・設備の設置
	◇買物弱者支援事業	宅配サービス、送迎サービス、移動販売等
	◇再エネ・省エネ推進	(1) アーチの照明のLED照明への交換 (2) 街路灯のランプ並びにアーケード及びアーチのLED照明の交換
補助限度額	1億2,000万円	



対象となる年数などの要件は、東京都の要領等を参照してください。

東京都事業で商店街街路灯を撤去する場合の補助金（区上乗せ）

区上乗せ 補 助 金	補助率：政策課題補助金の交付確定額（補助金交付決定の時点にあっては交付決定額）の1／8以内 限度額：200万円
要 件	① 街路灯・シンボル灯・アーチは設置から10年経過していること ② 改修に準じた修繕を行った場合は、完了から5年経過していること

■ 注意事項

- 商店街路灯を撤去すると道路上が暗くなる可能性があります。
- 区の照度基準を満たすよう、商店街街路灯撤去前に区街路灯の設置工事を行います。
- 街路灯撤去後は、商店街による維持管理は一切不要となります。

(4) 商店街 LED 街路灯ランプ交換事業補助金

LED 化済みの街路灯、アーケード、アーチ（街路灯等）で、LED ランプが切れている球の交換に要する経費を補助します。

補 助 率	補助対象経費の 1 / 2 以内（1 千円未満端数切捨て）
補 助 対 象	LEDランプ交換費用（LEDランプ、取り付け工事、電気工事等） 安全管理費（警備費、安全機材料等） 諸経費（労災、損保、事務経費、一般管理費、産廃費等）
補助限度額	20 万円 / 1 年度



- ・申請には 2 社（100 万円以上は 3 社）の見積書等が必要です。
- ・支払いは必ず、振込みでお願いします。

※事業者から見積を取り寄せるだけでも費用が発生してしまう等お困りの場合は、これまでの補助実績から事業者をご紹介します。商業振興係へご連絡ください。

(5) 商店街 AED 設置事業補助金

(ア) AED（自動体外式除細動器）の初期購入費用を補助します。

補 助 率	初期購入費用の 10 割（1 千円未満端数切捨て、予算の範囲内）
補助対象	区の協定（下記の要件など）に同意できること。 1) 5 年間以上継続して管理すること。 2) 救命講習会の受講や消耗品の補充・管理を商店街が行うこと。…など

(イ) AED（自動体外式除細動器）の買換え費用を補助します。

補 助 率	買換えに要した費用の 4 分の 3 以内（1 千円未満端数切捨て、予算の範囲内）
補助対象	AED 初期設置後、地域における必要性があること。 区の協定（下記の要件など）に同意できること。 1) 5 年間以上継続して管理すること。 2) 救命講習会の受講や消耗品の補充・管理を商店街が行うこと。…など



消耗品の購入は対象外です。

(6) 新・元気を出せ商店街イベント事業補助金

商店街が実施する地域の活性化を目的とする地域活動、イベント事業の経費を補助します。

補 助 率	補助対象経費の2／3以内 ※組織活力向上支援事業11／12以内【法人格を備えている団体（振興組合・事業協同組合）のみ1回まで利用】	
補助限度額	組織活力向上支援事業 法人格を備えている団体 （振興組合・事業協同組合）	80万円（1千円未満端数切捨て）
	法人格を備えている団体 （振興組合・事業協同組合） 法人格を備えていない団体 （任意商店街）	66万6千円（1千円未満端数切捨て）
補 助 回 数	1商店街あたり、年度内2回まで ただし、法人格を備えている団体（振興組合・事業協同組合）は、年度内3回まで 任意商店街が新たに振興組合化する場合は、この限りではない（詳細は16ページ）	



- ・組織活力向上支援事業とは、商店街振興組合等の組織そのものの維持・活性化を後押しすることで、魅力ある商店街の増加につなげていくため、「法人化」している商店街が行うイベント（商店街連携イベント事業含む）の回数を1回増やし、補助率を拡充します。
- ・100万円以上の経費については3社の見積書が必要です。
- ・任意商店街の対象要件
①会則 ②役員名簿 ③過去24箇月分の決算書類が必要です。

●小額支援事業

防災や環境などのテーマを掲げて小規模な事業を実施する場合、補助します。

近年商店街活動を実施できなかった商店街が対象です。

補 助 率	補助対象経費の8／9以内
補助限度額	32万円
補 助 回 数	1商店街（共催実施を含めて）あたり、イベント及び活性化、各々1回まで
要 件	・総事業費が36万円以下であること ・当該年度または前年度に東京都の新・元気を出せ！商店街イベント事業の申請を行っていないこと

●全国連携事業【新規】 ※2回目申請より対応予定

他地域との相互の経済活性化に向けて、新たに「全国連携事業」を設け、商店街等が実施するイベント事業の経費を補助します。

＜例＞連携先の伝統芸能の団体や学生を招致し、イベント内のステージで披露 等

補 助 率	補助対象経費の8/9以内
補助限度額	80万円（1千円未満端数切捨て）
補 助 回 数	1商店街あたり、年度内1回まで（通常イベント＋1回利用可能）
要 件	以下のいずれかと連携したイベント（必ず他道府県との連携が必要）であること。 1）区の友好都市（新潟県魚沼市、長野県山ノ内町、栃木県鹿沼市）に属している地域 2）商店街同士で何かしらの協定を結んでいる商店街 3）被災地



- ・ 交付申請時に友好都市がわかるもの、商店街同士で結んだ協定書を提出してください。
- ・ 共催事業は、全国連携事業同士で共催してください。

●こども応援事業【新規・イベント事業】 ※2回目申請より対応予定

来場者の増加と将来の担い手の確保に向けた商店街活動を促すため、新たに「こども応援事業」を設け、商店街等がこども向けに実施するイベント事業の経費を補助します。

＜例＞こども向け縁日、こども向けスタンプラリー 等

補 助 率	補助対象経費の8/9以内
補助限度額	80万円（1千円未満端数切捨て）
補 助 回 数	1商店街あたり、年度内1回まで（通常イベント＋1回利用可能）
要 件	商店街等がこども向けに実施する事業であること。



- 共催事業は、こども応援事業同士で共催してください。

(7) 商店街連携イベント事業補助金

「足立の花火」「光の祭典」と連携して実施するイベント事業に対して補助します。

補 助 率	補助対象経費の2/3以内 ※組織活力向上支援事業11/12以内【法人格を備えている団体（振興組合・事業協同組合）のみ1回まで利用】
補助限度額	100万円（1千円未満端数切捨て）
補 助 回 数	連携対象イベント1つにつき1回



- ・組織活力向上支援事業とは、商店街振興組合等の組織そのものの維持・活性化を後押しすることで、魅力ある商店街の増加につなげていくため、「法人化」している商店街が行うイベント（新・元気を出せ商店街イベント事業含む）の回数を1回増やし、補助率を拡充します。
- ・イルミネーションの委託経費が100万円以上の場合3社の見積書が必要です。
- ・光の祭典の連携イベントでイルミネーション装飾を施す場合、商店街で作成した企画書を提出してください。
- ・「足立の花火」の連携イベントとして申請できる商店街は限定されますが、「光の祭典」に関しては申請できる商店街の限定はありません。 ※今年度の「足立の花火」は5月31日（土）開催です。ご注意ください。

(8) 商店街イメージアップ事業補助金

地域の商店街が実施する商店街マップ、フラッグ作成等商店街の知名度の向上を図る事業に対して補助します。

補 助 率	補助対象経費の2/3以内（但し、経費5万円以上が対象）
補助限度額	20万円（1千円未満端数切捨て）
補 助 回 数	年度内1回まで
対象事業の例	・オリジナルキャラクター作成及びそのグッズ販売、広告宣伝費 ・会員が着用するユニフォーム等の作成費 ・商店街マップ、フラッグ、横断幕等の作成及び購入費



- ・申請の際に、事業実施の経緯と業者選定がわかる議事録、同一仕様による2社（100万円以上の場合3社）の見積書が必要です。
- ・以前作成したものと同様（類似）のものは、補助対象外です。
- ・支払いは必ず、振込みでお願いします。

●こども応援事業【新規・活性化事業】 ※2回目申請より対応予定

来場者の増加と将来の担い手の確保に向けた商店街活動を促すため、新たに「こども応援事業」を設け、商店街等がこども向けに実施する活性化事業の経費を補助します。

＜例＞こども向け（ひらがな）マップ、こども食堂 等

補 助 率	補助対象経費の5／6以内
補助限度額	20万円（1千円未満端数切捨て、予算の範囲内）
補 助 回 数	年度内1回まで
要 件	商店街等がこども向けに実施する事業であること。

- ・実施内容によって別の補助金を活用する可能性もあります。実施検討する場合は、事前にブロック担当者までご相談ください。



- ・共催事業は、こども応援事業同士で共催してください。
- ・申請の際に、事業実施の経緯と業者選定がわかる議事録、同一仕様による2社（100万円以上の場合3社）の見積書が必要です。
- ・支払いは必ず、振込みでお願いします。

(9) 商店街環境整備事業補助金

商店街が自らの活性化のために行う商店街環境整備事業について、補助します。

●共同利便施設及び福利厚生施設等

補 助 率	補助対象経費の1／2以内
補 助 限 度 額	1,000万円（1千円未満端数切捨て、予算の範囲内）
対象事業の例	アーケード、アーチ式装飾灯、シンボル灯、装飾街路灯、放送設備、商店街駐車場、商店街駐輪場、ポケットパーク、カラー舗装その他の共同施設設置に対する経費

●IT機能強化

補 助 率	補助対象経費の2／3以内
補 助 限 度 額	150万円（1千円未満端数切捨て、予算の範囲内）
対象事業の例	デビットカード導入、IC多機能カード導入、顧客情報システム導入、IT拠点整備を図る目的で実施する事業に対する経費

●多言語対応

補 助 率	補助対象経費の5／6以内
補 助 限 度 額	50万円（1千円未満端数切捨て、予算の範囲内）
対象事業の例	Wi-Fi整備費、多言語化マップ作成費、多言語ホームページ作成費、外国語勉強会・講演会、その他多言語化を目的とする事業に対する経費



- ・申請の際に、事業実施の経緯と業者選定がわかる議事録、同一仕様による2社（100万円以上は3社）の見積書が必要です。
- ・以前作成したものと同様（類似）のものは、補助対象外です。

(10) 商店街U50（アンダーフィフティ）事業補助金

商店街の若手・後継者育成のため、若手メンバー（50歳以下）の活動に対し補助します。

●イベント事業

応募条件に合致した商店街がイベントを実施した際の事業費を補助します。

補 助 率	補助対象経費の9／10以内
補 助 対 象	イベントの開催に係る経費
補助限度額	100万円（予算の範囲内）
応 募 条 件	◆商店街関係者5名以上を含んだグループを組織する ◆グループの2／3以上は年度末年齢50歳以下で組織する ◆商店街単独でも複数商店街や商連各ブロックで組織しても可 ◆申請者は関連する商店街等の代表者（理事長、会長等）とします ◆イベント企画会議を2回以上実施し、議事録を全て提出すること ◆申請する以前に実施したイベントと同一でないこと ◆ガラポンや抽選会など景品・記念品等を配布することを主としたイベントでないこと



申込み後、書類審査による選考がありますので、ご希望に沿えない場合もあります。

●研修事業

応募条件に合致した商店街が講習会や勉強会を主催した場合や、研修会への参加や他自治体の商店街を視察した場合の事業費を補助します。

補 助 率	補助対象経費の9／10以内
補 助 対 象	◆講演会及び勉強会等を開催する場合の講師等への報償費 ◆会場借上料及びその他必要と認められる経費 ※ただし、商店街関係者への支払は補助対象外とする ◆公的機関等が実施する研修会等への参加及び足立区外の商店街を視察する場合の交通費、研修会等参加費及びその他必要と認められる経費
補助限度額	講演会、勉強会・・・1事業当たり2万円まで 視察、研修会参加・・・1人当たり2万円かつ1団体当たり10万円まで
応 募 条 件	◆年度末年齢50歳以下の商店街関係者4名以上を含んだグループを組織する ◆商店街単独でも複数商店街や商連各ブロックで組織しても可 ◆研修会や勉強会の報告書を提出する ◆過去に実施した研修会、商店街視察、勉強会等と同一又は類似したものでないこと



申込みは先着順となります。予算額に達し次第、募集を締め切ります。

(11) 商店街にぎわい創出事業補助金

区で提示する「テーマ」に沿ったイベントを実施した際の事業費を補助します。

補 助 率	補助対象経費の9／10以内
補 助 対 象	イベントの開催に係る経費
補助限度額	100万円（1千円未満端数切捨て、予算の範囲内）
テーマ	(1) 区内外からの人を呼び込む 区内外から新たな人を呼び込み商店街や足立区の魅力を伝え、話題性のあるイベント。 (2) 現在の顧客に商店街の新たな魅力を伝える 現在の顧客の来街回数を増やすことを目的とした新たな魅力を作るイベント。



申込み後、書類審査及び必要に応じて審査会による選考がありますので、ご希望に沿えない場合もあります。

(12) 商店街フリースペース活用事業補助金

子どもや高齢者の居場所づくり等の商店街事業に対し、事業費を補助します。

補 助 率	補助対象経費の9／10以内
補 助 対 象	事業にかかる使用料、広告宣伝費、講師謝礼、イベント保険料
補助限度額	5,000円／1か月
応募条件	◆商店街が実施主体になり、商店街のフリースペースを利用すること フリースペースとは・原則空き店舗とする。但し営業時間外の店舗（仕込中を含む）・定休日の店の利用も可とする ◆1商店街につき1か月を単位とし、年間10回までを上限とする ◆商店街関係者を除き、1か月分で延べ20名以上の参加者があること
申請方法	申請は年4回、1回で3か月分の申請が可能



申込みは先着順となります。予算額に達し次第、募集を締め切ります。

補助事業別スケジュールと注意点

各補助金事業のスケジュールは以下のとおりです。時期が異なりますのでご注意ください。

補助事業名	種 別	日 程
商店街装飾街路灯等の電気料金に対する補助金	申 請 時 期	令和8年1月頃
商店街装飾灯等維持補修事業補助金	申 請 期 間	第1回目交付決定（令和7年4月1日） 令和7年3月7日（金）まで 第2回目交付決定（令和7年9月1日） 令和7年7月4日（金）まで
政策課題対応型 商店街事業 （東京都事業）	説 明 会	令和7年2月26日（水）14時から15時30分 東京都庁都民ホール ※申請頂くにあたり参加は必須ではありません。
	申 請 期 間	令和7年6月2日（月）～ 6月16日（月） ※「微細ミストの導入」「暑さ対策のスペース・設備の設置」「買い物弱者支援事業（継続申請）」は、上記のほか、令和7年4月1日（火）～4月8日（火）に先行受付いたします。
商店街LED街路灯ランプ交換事業補助金	申 請 時 期	随時（予算額に達し次第、助成終了）
商店街AED設置事業補助金	申 請 時 期	随時（予算額に達し次第、助成終了）
新・元気を出せ商店街イベント事業補助金	申 請 期 間	第1回目交付決定（令和7年4月1日） 令和7年3月7日（金）まで 第2回目交付決定（令和7年9月1日） 令和7年7月4日（金）まで
商店街連携イベント事業補助金	申 請 期 間	
商店街イメージアップ事業補助金	申 請 期 間	
商店街環境整備事業補助金	申 請 期 間	

補助事業名	種 別	日 程
①商店街U50 (アンダーフィフティー) 事業補助金	事前相談・ 申込期間	令和7年4月1日(火)～5月9日(金)
②商店街にぎわい創出事 業補助金	選 考	令和7年5月下旬 ※予定
商店街フリースペース 活用事業補助金	申 請 期 間	①令和7年3月3日(月) ～3月7日(金)
		②令和7年6月2日(月) ～6月6日(金)
		③令和7年9月1日(月) ～9月5日(金)
		④令和7年12月1日(月) ～12月5日(金)

※必ず事前に商業振興係までご相談ください。
事業実施後の補助金申請は認められません。

2 商店街チャレンジ戦略支援事業補助金を活用する事業の注意点

東京都の「商店街チャレンジ戦略支援事業」補助金を活用する

- ・「新・元気を出せ商店街イベント事業」
- ・「商店街連携イベント事業」
- ・「商店街イメージアップ事業」
- ・「商店街装飾灯等維持補修事業」
- ・「商店街環境整備事業（多言語対応事業等）」

の補助金申請の流れなどについては、下記をご参照ください。

(1) ポイント＜重要＞

- ① 各補助金ごとに交付申請書の提出をお願いします。東京都の補助金を活用するため、

補助金の交付申請は、年2回限り

- ・第1回目（令和7年4月1日決定分）
令和7年3月7日（金）〆切
- ・第2回目（令和7年9月1日決定分）
令和7年7月4日（金）〆切

となりますので、申請漏れがないようにご注意ください。

- ② 補助対象経費の詳細は必ず質疑応答集等でご確認ください。特に新・元気を出せ商店街イベント事業では、経費ごとにも限度額が設けられていますのでご注意ください。
- ③ 実績報告書は、指定の期限までに必ず提出してください。期限を過ぎて提出された場合、補助金の支出ができない場合があります。イベント事業をはじめ、すべての事業の実績報告には、「領収書（写し）」「写真」「ポスター等の成果物」等の添付が必要となります（実績報告の際の注意点など詳細については、交付決定通知送付時に、お知らせします）。
- ④ 商店街のイベント等が諸事情により事業内容の変更や延期、中止になる場合は、早急に商業振興係までご連絡ください。連絡が遅くなった場合は、東京都から補助金が出なくなり、区の補助金も出せない場合もあります。

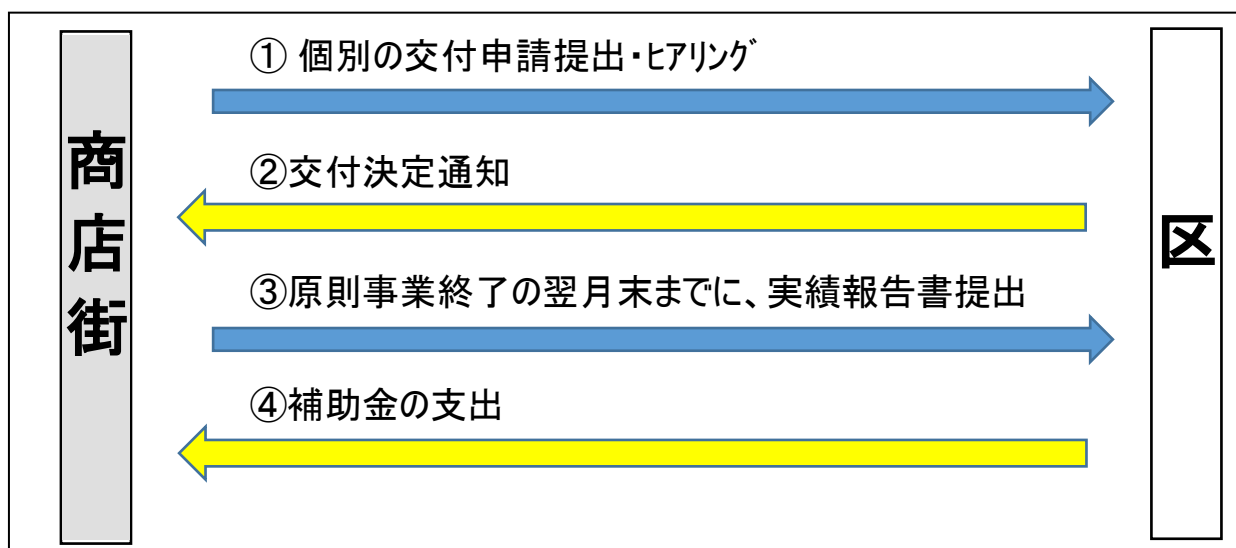
(2) 任意商店街が新たに振興組合化する場合の措置について

任意商店街が新たに振興組合化した場合は、新・元気を出せ商店街イベント事業の補助金を受けられる回数が変わります。 ※組織活力向上支援事業、全国連携事業、こども応援事業は除く。

法人化商店街（振興組合等）	原則、年に2回まで
法人化商店街 （新たに振興組合化した商店街）	<u>年に3回まで</u> （ただし、 <u>設立年度＋3年度間</u> ）

★法人化する予定のある商店街は、商業振興係までご相談ください。

(3) 補助金申請の流れ



(4) 申請時の提出書類

新・元気を出せ商店街イベント事業	①令和7年度足立区新・元気を出せ商店街イベント事業補助金交付申請書（3枚組）
商店街連携イベント事業	①令和7年度足立区商店街連携イベント事業補助金交付申請書（3枚組） ②【商店街連携イベント共通】 委託経費が100万円以上の場合、同一仕様の見積書（3社分） ③【光の祭典連携イベント】 イルミネーション装飾の商店街企画書（様式自由）
商店街装飾灯等維持補修事業	「令和7年度足立区商店街装飾灯等維持補修事業の申請時の必要書類について」を参照してください。
商店街イメージアップ事業	①令和7年度足立区商店街イメージアップ事業補助金交付申請書（3枚組） ②同一仕様の見積書（2社分） ※100万円以上の経費については3社 ③事業実施の経緯と業者選定がわかる議事録
商店街環境整備事業	①令和7年度足立区商店街環境整備事業補助金交付申請書（3枚組） ②同一仕様の見積書（2社分） ※100万円以上の経費については3社 ③事業実施の経緯と業者選定がわかる議事録

※任意団体については、下記の書類の提出が必要です。

① 会則
② 役員名簿
③ 過去24箇月分の決算書類等

※会則、役員名簿を過去に提出しており、提出時点から変更が無い商店街は決算書類のみ提出してください。

(5) 申請書等提出先

申請書等の必要書類を締め切り日【第1回目令和7年3月7日（金）・第2回目令和7年7月4日（金）】までに、下記の商業振興係各ブロック担当者に提出してください。

ブロック	担当者
1	鳴澤
2	鳴澤
3	受川
4	中村
5	受川
6	金子
7	鬼塚

※なお、令和7年4月以降の担当者については、後日お知らせします。



この事業案内に関するご不明な点・ご質問等につきましては、下記まで
お問い合わせください。

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

足立区産業経済部 産業振興課 商業振興係 南館4階

電話番号 3880-5865（直通）

F A X 3880-5605

Eメール sangyo@city.adachi.tokyo.jp